

第1章

民法序論

第1節 民法の基本原理

民法は、いくつかの基本原理に基づいて体系づけられる。もっとも、民法の基本原理は、後述する「信義誠実の原則」「権利濫用の禁止」などを除き、法文上明らかになっているわけではない。次に挙げるものは、一般的に、民法の三大原理といわれるものである。

■民法の三大原則

①所有権絶対の原則	所有権は物に対する全面的な支配権であり、不可侵の権利である
②契約自由の原則	私人間の契約関係(締結、内容、方式)は契約当事者の自由な意思によって決定されなければならない ※契約自由の原則は、私的自治の原則の根幹をなしている。 私的自治の原則とは、自己の法律関係を自分の自由な意思で律することができるという原則をいう
③過失責任の原則	過失なくして損害賠償責任を負わされない